

大市総第30号

平成29年6月2日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第157号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月2日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 平成29年6月12日(月) 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 3 2 号議案	大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…	(1)
第 3 3 号議案	大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例	(4)
第 3 4 号議案	大村市体育施設条例の一部を改正する条例……………	(1 6)
第 3 5 号議案	大村市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する 条例……………	(1 7)
第 3 6 号議案	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について……	(1 8)
第 3 7 号議案	動産の買入れについて……………	(2 0)
第 3 8 号議案	動産の買入れについて……………	(2 1)
第 3 9 号議案	専決処分の承認について（大村市消防団員等公務災害補償条 例の一部を改正する条例）……………	(2 2)
第 4 0 号議案	専決処分の承認について（大村市国民健康保険条例の一部を 改正する条例）……………	(2 5)
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(2 8)
第 4 1 号議案	平成 2 9 年度大村市一般会計補正予算（第 1 号）	
第 4 2 号議案	平成 2 9 年度大村市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
報告第 3 号	平成 2 8 年度大村市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告に ついて	
報告第 4 号	平成 2 8 年度大村市病院事業会計予算の繰越額の使用に関する計画に ついて	
報告第 5 号	平成 2 8 年度大村市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画に ついて	
報告第 6 号	平成 2 8 年度大村市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する 計画について	
報告第 7 号	平成 2 8 年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画 について	

第32号議案

大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大村市職員の退職手当に関する条例（昭和31年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の大村市職員の退職手当に関する条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した大村市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次条において同じ。）であつて大村市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介に

より職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、大村市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

平成29年6月12日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

雇用保険法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第33号議案

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第1条 大村市税条例(昭和25年大村市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第26条第4項中「第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第26条第6項中「第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第26条の8第1項中「第26条第4項の申告書」を「第26条第4項に規定す

る特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第32条の6第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第32条の7第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第36条第5項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条第8項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第41条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削り、「建物の区分所有者等に関する法律」を「建物の区分所有者等に関する法律」に改める。

第41条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第54条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第54条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第54条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第10項を次のように改める。

（読替規定）

10 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第5項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10項の7中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、附則第10項の8中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、附則第10項の9中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、附則第10項の10中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、附則第10項の11中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、附則第10項の12中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、附則第10項の13中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、附則第10項の14中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、附則第10項の15を削り、附則第10項の16中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第10項の15とし、附則第10項の17を削り、附則第10項の18中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第10項の16とし、同項の次に次の2項を加える。

10の17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10の18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10項の23中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、附則第10項の25中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、附則第10項の26第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、附則第10項の27中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、附則第10項の28中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、附則第10項の29中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、附則第10項の30中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、

同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を附則第10項の32とし、附則第10項の29の次に次の2項を加える。

10の30 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10の31 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する

場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第13項の7中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、附則第14項中「平成30年度」を「平成33年度」に改め、附則第15項中「附則第15項の4」を「附則第15項の7」に改め、附則第15項の3中「次項」の次に「、附則第15項の6及び附則第15項の7」を加え、附則第15項の4の次に次の3項を加える。

15の5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第15項の2の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

15の6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第15項の3の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

15の7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第15項の4の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16項を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

16 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第15項の2から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

附則第16項の次に次の3項を加える。

16の2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第68条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

16の3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

16の4 附則第16項の2の規定の適用がある場合における第12条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16項の2の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第21項の2中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この項から附則第21項の3の2まで」を「除く。次項」に、「応じ」を「応じ、」に改め、附則第21項の3中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改め、附則第29項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第26条第1項」を「同条第1項」に

改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第36項の21中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「もの限り、その時までに提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第36項の26中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第36項の28中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「附則第36項の26に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第2条 大村市都市計画税条例（昭和35年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第12項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項、第8項」を「附則第8項、第9項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、「（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）」を削り、同項を附則第9項とし、附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、「（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）」を削り、同項を附則第8項とし、附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第2項とし、同項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大村市税条例附則第10項の18を附則第10項の16とし、同項の次に2項を加える改正規定（附則第10項の18に係る部分に限る。）及び第2条中大村市都市計画税条例附則第3項を附則第2項とし、同項の次に2項を加える改正規定（附則第4項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大村市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第32条の6第3項及び第5項並びに第32条の7第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第32条の6第3項又は第32条の7第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条第5項及び附則第10項（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第36条第8項から第10項までの規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従

前の例による。

- 4 新条例第41条の3第2項及び第54条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条及び附則第5条第2項において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを大村市税条例第66条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（大村市税条例第68条及び第70条の規定を除く。）を適用する。
 - 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の大村市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

平成29年6月12日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び軽自動車税におけるグリーン化特例の延長を行うとともに、軽自動車の賦課徴収の特例の追加その他所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第34号議案

大村市体育施設条例の一部を改正する条例

大村市体育施設条例（平成17年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1大村市小路口テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成29年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

大村市小路口テニスコートを廃止するため、この条例案を提出するものである。

第35号議案

大村市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

大村市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成28年大村市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条第1項中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

工場立地法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第36号議案

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに生じた別紙の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、町の区域を別紙のとおり変更する。

平成29年6月12日提出

大村市長 園田裕史

(別紙)

位 置	面積 (平方メートル)	編入する区域
大村市今津町1744の2、1745、1758、1759、1761、1807及び1840の2地先並びに1745に隣接する道路地先並びに1758及び1807に隣接する水路地先	16,389.51	今津町

第37号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 買い入れる動産 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 買入れ金額 | 19,440,000円 |
| 4 | 買入れの相手方 | 大村市平町1933番地
株式会社ナカムラ消防化学
代表取締役 中村 康祐 |
| 5 | 納入期限 | 平成30年3月23日 |

平成29年6月12日提出

大村市長 園田裕史

第38号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

記

- 1 買い入れる動産 消防ポンプ自動車（操法仕様）
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買入れ金額 19,764,000円
- 4 買入れの相手方 大村市平町1933番地
株式会社ナカムラ消防化学
代表取締役 中村 康祐
- 5 納入期限 平成30年2月28日

平成29年6月12日提出

大村市長 園田裕史

第39号議案

専決処分の承認について

大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成29年6月12日提出

大村市長 園田裕史

専決第2号

専 決 処 分 書

大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

大村市長 園田裕史

大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大村市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第5条第4項中「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大村市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大村市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第40号議案

専決処分の承認について

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成29年6月12日提出

大村市長 園田裕史

専決第3号

専 決 処 分 書

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

大村市長 園田裕史

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第25条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分の報告について

農免農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年6月12日提出

大村市長 園田裕史

